

都区のあり方検討委員会関連資料

- <資料 1 - 1> 都区のあり方検討委員会設置要綱
- <資料 1 - 2> 都区のあり方検討委員会 委員名簿
- <資料 1 - 3> 都区のあり方検討委員会幹事会 構成員名簿
- <資料 1 - 4> 第 5 回都区のあり方に関する検討会 議事要旨
- <資料 1 - 5> 都区のあり方に関する検討会における「とりまとめ結果」
- <資料 1 - 6> 都区のあり方検討委員会幹事会の検討事項について
- <資料 1 - 7> 都区のあり方検討委員会・幹事会 スケジュール
- <資料 1 - 8> 都区のあり方検討委員会幹事会の運営事項

都区のあり方検討委員会設置要綱

(設 置)

第1 都区のあり方を根本的かつ発展的に検討するため、都区協議会に都区のあり方検討委員会(以下「委員会」という。)を設置する。

(検討事項)

第2 委員会の検討事項は、次のとおりとする。

- (1) 都区の事務配分に関すること
- (2) 特別区の区域のあり方に関すること
- (3) 都区の税財政制度に関すること
- (4) 前各号のほか、都区のあり方に関して検討が必要な事項

(構 成)

第3 委員会は、次に掲げる委員をもって構成する。

(都 側) 副知事、総務局長

(特別区側) 特別区長会会長、特別区長会副会長、特別区長会事務局長

2 委員会に、会長及び副会長を置く。

3 会長は、知事が指名する副知事をもって充て、副会長は、特別区長会会長をもって充てる。

(会 議)

第4 会長は、委員会を招集し、会議を主宰する。

2 会長に事故あるとき又は会長が欠けたときは、副会長がその職務を代理する。

3 委員会は、必要に応じて委員以外の者を会議に出席させ、意見を聴くことができる。

(幹事会の設置)

第5 委員会に、専門的な事項を検討させるため幹事会を置く。

2 幹事会の構成員は、都又は特別区長会の推薦に基づき、委員会が指名する。

3 幹事会の構成員の数は、都区同数とする。

4 幹事会は、委員会の命を受け、必要な事項を調査検討し、委員会に報告する。

(幹事会の運営)

第6 幹事会に、座長及び副座長を置く。

2 座長及び副座長は、委員会が選任する。ただし、座長は特別区側の構成員から選任し、副座長は都側の構成員から選任するものとする。

3 幹事会は、座長が招集する。

(庶 務)

第7 委員会の庶務は、総務局行政部及び特別区長会事務局において処理する。

(補 則)

第8 この要綱に定めるもののほか、委員会の運営に関し必要な事項は会長が別に定める。

(附 則)

この要綱は、平成18年11月14日から施行する。

都区のあり方検討委員会 委員名簿

平成19年6月1日現在

【都側】

氏 名	職 名
谷川 健次	副知事
菅原 秀夫	副知事
山口 一久	副知事
押元 洋	総務局長

【区側】

氏 名	職 名
多田 正見	特別区長会会長(江戸川区長)
中山 弘子	同副会長(新宿区長)
吉住 弘	同副会長(台東区長)
鎌形 満征	同事務局長

(注) :会長、 :副会長

都区のあり方検討委員会幹事会 構成員名簿

平成19年6月15日現在

【都側】

氏 名	職 名
押元 洋	総務局長
中西 充	総務局行政部長
松崎 茂	総務局行政改革推進部長
真田 正義	財務局主計部長
中村 靖	知事本局自治制度改革推進担当部長
森 祐二郎	総務局都区制度改革担当部長
西村 泰信	総務局行政部区政課長

【区側】

氏 名	職 名
山崎 昇	墨田区長
武井 雅昭	港区長
濱野 健	品川区長
大山 恭司	千代田区副区長
水島 正彦	豊島区副区長
清正 浩靖	北区政策経営部長
志賀 徳壽	特別区長会事務局次長

(注) :座長、 :副座長

第 5 回都区のあり方に関する検討会 議事要旨

日 時 平成 1 8 年 1 0 月 2 0 日 (金) 午後 1 時 3 0 分から
場 所 都庁 7 階会議室
出席者 横山副知事、大塚副知事、関谷副知事、大原総務局長
西野会長、多田副会長、煙山副会長、鎌形事務局長

会議の概要

(1) これまで行われた都区のあり方に関する検討会における検討内容を、地方制度改革と東京の自治、都区の事務配分、特別区の区域、税財政制度の各検討項目ごとに整理を行った。

地方制度改革と東京の自治
今回の検討の目的

都と特別区は、東京、ひいては日本の将来を展望し、都区の新たな役割分担や効率的な行政の実現を図り、互いに協力して、東京の自治のあるべき姿を確立する。

< 主な意見 >

- ・ この検討会、今後設置される幹事会の検討目的についての、基本的な共通認識を持ちたい。少なくとも、この特別区のエリアが、日本のダイナモとしての日本のあり方を牽引していくという気構えで検討していくという趣旨だ。
- ・ 大きな視点で行財政を考えていく、経済全体への影響力を東京が担っていくという気概はトータルに持てるが、もっと身近な、将来の都区のあり方が主要テーマではなかったのかと言われたときに、東京のあるべき姿がその中に含まれていると説明できればいい。

東京富裕論への対抗

都と特別区は、東京の財源の狙い撃ちや都心区の直轄化論に対して、協力して対抗する。

< 主な意見 >

- ・ 東京の財源の狙い撃ちや、都心区の直轄化論に対して、これについては協力して対抗する。こういう意見については、共通認識だと考えている。
- ・ これは、地方制度調査会の議論の中で出た意見等に対し、東京都あるいは特別区を通しての意思をまとめるという理解でいいか。

検討の枠組み

この検討の枠組みは次のとおりとする。

- ア 二層制を前提とする。
- イ 現行都区制度を出発点として議論を行う。
- ウ 事務配分及び税財政制度については、議論の状況によって、国に法改正を求めていくこともあり得る。

<主な意見>

- ・ 現行制度の中でしか検討しないということではない。議論の推移によっては、国に対し現行法改正を求めていくことも議論の流れの中ではあり得るということだ。
- ・ 一番偏在が激しい住民税をどうするという議論は出てくる。偏在を出来るだけ均等化し、需要にあった形にするためには、国も含んだ議論を展開することは必要だ。
- ・ 法改正を絡めていくと、なかなか整理がつかない。現行制度をきちんと踏まえたうえでの整理が終わってから、どうするかという議論に移るべきだ。現行制度を詰めきった上での次の段階として議論すべきだ。

都区の事務配分

検討の基本的方向

大都市の一体性確保のために都が行う必要があるとされた事務を除き、都から特別区への事務移管を更に進めるべきである。

<主な意見>

- ・ 大都市の一体性を確保する事務とは何かという議論は決着していないが、あくまで一体性確保を行うべき事務を除いては、更にその事務移管を進めるべきだという基本的な考え方だ。
- ・ 一体性確保のために都が行う事務については、一定例外的なものというのが特別区の考え方だ。
- ・ 現在の都区関係の基本というのは、23区エリアの一体的統一的に処理する仕事は、東京都がやるという枠組みが大前提になっている。そのこと自体も議論の対象にすることは、現行の都区制度を議論の出発点にすること自体が崩れてしまう。
- ・ 今確認すべきことは、一体性を確保すべきで都が行う必要がある事務を除いては、可能な限り区に移管していきましょうということである。
- ・ その考え方に落差が多少でてくると、あれもこれも東京都の事務だということになりかねない。積極的に事務移管をしていく方向だという、積極姿勢を見せる方がいい。
- ・ 誰が判断するかという捉え方をすると、都が必要があるかないかの判断をすればいいと取られかねない。この場を通じて必要があるとされた事務を除くということ

になる。

- ・ 移管対象となる事務をどの範囲まで検討すべきかは、府県事務、市町村事務という枠組みに捉われずに、幅広く考える。当然、すべての事務の洗い出しを行う。

移管対象事務の選定基準

移管対象事務の選定基準は、今回の検討目的に照らして、幹事会が検討し、その結果を受け、検討委員会で整理する。

<主な意見>

- ・ 十分に協議を要する話だ。幹事会を作るのだから、そこにまかせればよい。
- ・ 住民に身近な事務、地域におけるきめ細かな事務、対人サービス等を物差しとして基準を設けて、移管対象事務を選定していくこととしてはどうか。
- ・ 住民に身近な事務といった基準が、基準になるかどうか。そういう基準だけを示して検討してくれと言っても、わかったという基準にはなりにくい。実態に即して幹事会で整理した案を検討会にフィードバックしてもらい、その是非を確認しながらいく方が、現実的なものが出てくる。
- ・ 住民に身近な事務や対人サービスは、基礎的自治体の大事な事務ではあるが、基幹的な方針の決定や街づくり等も自治体としての基本的な業務だ。
- ・ 正式には、幹事会に下ろしてそこで選定基準を作り、検討委員会でオーソライズするというつもりだが、何も言わないで幹事会に下ろすかどうかだ。
- ・ 今回の検討の目的の中に、都区の役割分担云々が入っている。それを幹事会に下ろせばよい。

具体的な事務移管の是非を判断する基準

具体的な事務移管の是非の判断基準は、今回の検討目的に照らして、幹事会が検討し、その結果を受け、検討委員会で整理する。

<主な意見>

- ・ 移管対象事務の選定と同様、幹事会で全部検討して、それを検討委員会に上げてもらい、オーソライズする。

その他

- ア 都の事務を特別区に移管する場合、特別区全体で一部事務組合又は広域連合を作って移管の受け皿とする考え方はとらない。
- イ この検討においては、全区が対象となる事務移管は、全区が均しく受けることを原則とする。

<主な意見>

- ・ 全部でなく、5～6区でやる分には構わない。事情によっては、地域によって違いがおきてもいいと思う。
- ・ 対象がないものは構わないが、しかし、対象が明らかにありながら、やりたいところだけやるというのでは、制度は作れない。一部残るといふなら構わないが、全体の事業量が100あるうち、70はやらない30だけ移管というのでは、これは難しい。
- ・ 条件的に整っているときとそうじゃないときがある。全部に行き渡っているものはある程度素直に受けられる。しかし、一体的に23区が受けると個々の区の問題になる。
- ・ 個別移管の問題とは全然別だ。全体としての移管の議論をしている訳なので、ここは全区が対象となる事務というものは、全区が均しくやる事務を対象に議論する。

特別区の区域

検討の基本的方向

再編を含む区域のあり方について、議論が必要である。

<主な意見>

- ・ 再編を含む区域のあり方について、議論するという共通認識を持ちたい。
- ・ 区域についての議論は避けるわけではないが、最初から区域のあり方を検討していくことを前提にすることはできない。
- ・ あくまでも、区域の再編を含んだ議論も、この検討会がするということだ。
- ・ いままで23区長会では、この議論というものは一切したことがない。議論の素材であるという理解をしている。

区域のあり方に関する検討の視点

区域のあり方に関する検討の視点は、幹事会が検討し、その結果を受け、検討委員会で整理する。

<主な意見>

- ・ 都区の事務の役割分担が決まってくれば、受け皿を決めなくてはいけないという議論になる。事務も決まっていないのに、23区変われと言われても素直にはならない。事務配分、役割分担の話を進めれば、自分たちの責任や果たすべき役割が自ずと決まってくる。そこでは、再編の議論もあり得るだろう。今直ちに再編の方向はどうかという議論は、方向性を定めることになり入りすぎだ。
- ・ 特別区全体の今の状況として、これがベストな大都市行政のあり方なんだ、あるいは都区のあり方なんだとは思っていないはずだ。やはり、少しズレてきてると

いう認識は、総論としては持っていると思う。

- ・ 区域の議論を避けないということは了解だ。しかし、今の区域割がおかしいということは、誰もが持っているはずだということになると、それは少し違う。
- ・ 今の段階では、区域の問題を議論することは避けないという認識でよい。それぞれの区長さんの大勢が納得する理屈が立たないと表には出ない問題だ。
- ・ 区域の問題についてどういう視点で検討するのか、検討会の中で都側から示した「特別区を取り巻く環境の変化」「都区間の事務の再配分と区域の関係」「効率的な行政運営」等がある。少なくとも、それぐらいは幹事会に示してはどうか。
- ・ 税源の偏在も入れられると、なかなか難しい。23区が、一つの家庭みたいなもので、台所もあれば客間もある。勉強部屋もあれば家内手工業をやる働く場もある。それが23区だ。
- ・ 23区がいくつになるとか、どことどこが合区するという話を、今するのではなく、そういうこともあり得るということだ。

税財政制度

税財政制度のあり方については、今後の検討課題の議論の推移を踏まえて最終的に整理する。

<主な意見>

- ・ 税財政制度のあり方については、事務配分や区域の問題について方向性が整理された後に、その方向性を踏まえて検討する。
- ・ 事務配分と区域の問題を解決してから税財政というふうに捉えると、趣旨が違う。事務配分の方向性の整理を踏まえて、区域と税財政という形になる。
- ・ 税財政の問題を最後にするという主張は共通であった。税財政制度の議論を一番最後にするということは、まず内容をやって、それに適合した、それに見合った財源を議論することだ。

(2) 今回の整理を踏まえて、今後のスケジュール等について取りまとめが行われた。

検討課題の整理については、文言的な整理は一応合意したということでもとめる。本日の検討結果について、事務局に整理をさせるが、具体的な文章表現については、座長と副座長に一任する。

今後のスケジュールは、この検討結果を11月の区長会総会で説明し、了解が得られれば、持ち回りの都区協議会を開催し、この検討会を改組した検討委員会と、その下に置かれる幹事会の設置を決定していく。

新たに都区のあり方に関する検討委員会において、今回の検討の方向の大枠に基づいて議論を深めていく。

都区のあり方に関する検討会における「とりまとめ結果」

1 地方制度改革と東京の自治

(1) 今回の検討の目的

都と特別区は、東京、ひいては日本の将来を展望し、都区の新たな役割分担や効率的な行政の実現を図り、互いに協力して、東京の自治のあるべき姿を確立する。

(2) 東京富裕論への対抗

都と特別区は、東京の財源の狙い撃ちや都心区の直轄化論に対して、協力して対抗する。

(3) 検討の枠組み

この検討の枠組みは次のとおりとする。

ア 二層制を前提とする。

イ 現行都区制度を出発点として議論を行う。

ウ 事務配分及び税財政制度については、議論の状況によって、国に法改正を求めていくこともあり得る。

2 都区の事務配分

(1) 検討の基本的方向

大都市の一体性確保のために都が行う必要があるとされた事務を除き、都から特別区への事務移管を更に進めるべきである。

(2) 移管対象事務の選定基準

移管対象事務の選定基準は、今回の検討目的に照らして、幹事会が検討し、その結果を受け、検討委員会で整理する。

(3) 具体的な事務移管の是非を判断する基準

具体的な事務移管の是非の判断基準は、今回の検討目的に照らして、幹事会が検討し、その結果を受け、検討委員会で整理する。

(4) その他

ア 都の事務を特別区に移管する場合、特別区全体で一部事務組合又は広域連合を作って移管の受け皿とする考え方はとらない。

イ この検討においては、全区が対象となる事務移管は、全区が均しく受けることを原則とする。

3 特別区の区域

(1) 検討の基本的方向

再編を含む区域のあり方について、議論が必要である。

(2) 区域のあり方に関する検討の視点

区域のあり方に関する検討の視点は、幹事会が検討し、その結果を受け、検討委員会で整理する。

4 税財政制度

税財政制度のあり方については、今後の検討課題の議論の推移を踏まえて最終的に整理する。

都区のあり方検討委員会幹事会の検討事項について

平成 19 年 1 月 31 日

都区のあり方検討委員会

都区のあり方検討委員会幹事会は、「都区のあり方に関する検討会における『とりまとめ結果』」(平成 18 年 11 月 14 日)を踏まえ、当面、次の事項について調査検討を行い、都区のあり方検討委員会に対し、19 年度中に検討状況を報告する。

記

- 1 都から特別区への移管対象事務の選定基準について
- 2 都から特別区への具体的な事務移管の是非を判断する基準について
- 3 都と特別区の具体的な事務配分について
- 4 区域のあり方に関する検討の視点等について
- 5 その他、1 から 4 の検討に付随する専門的な事項について

都区のあり方検討委員会・幹事会 スケジュール

		幹 事 会			検 討 委 員 会	都 区 協 議 会
		事務配分	区 域	税財政制度		
平成18年度	第4 四半期	検討事項・運営事項等の確認			幹事会構成員指名等	
	第1 四半期				幹事会構成員指名等	
平成19年度	第2 四半期	移管対象事務 の選定基準 事務移管の是 非の判断基準			幹事会の報告を 受けて検討	
	第3 四半期		区域のあり方 について ・検討の視点			
	第4 四半期			幹事会の報告を 受けて検討	「検討状況」確認 (予 定)	
平成20年度	第1 四半期	具体的な事務 配分	区域のあり方 について	事務配分、区域 の検討を踏まえ ての整理		
	第2 四半期					
	第3 四半期	最終的な調整			幹事会の報告を 受けて検討	
	第4 四半期	「基本的方向」とりまとめ			幹事会の報告を 受けて検討	「基本的方向」 確認

協議の状況により、検討時期の変更があり得る。

都区のあり方検討委員会幹事会の運営事項

会 議	原則として非公開
議事録	議事要旨を作成し公開
会議資料	原則として公開。ただし、会議で非公開と決定した資料については、非公開。

参考

都区のあり方検討委員会

会 議	原則として公開
議事録	協議の経過の概要及びその結果、その他必要な事項を記載した会議録を、都区で確認の上、作成し公開
会議資料	原則として公開。ただし、会議で非公開と決定した資料については、非公開。